



「標準的運賃」

Q&A集



「標準的運賃」にご理解・ご協力をお願いいたします

令和6年10月時点



国土交通省

目次

1 Q&A

1 標準的運賃の「全般」に関するQ&A	3
2 「運賃」に関するQ&A		
I 距離制運賃	10
II 時間制運賃	11
III 個建運賃	12
IV 速達割増等、特殊車両割増、休日割増、深夜早朝割増	14
3 「料金」に関するQ&A		
V 待機時間料	18
VI 積込料・取卸料、附帯業務料	23
VII 利用運送手数料	27
4 「その他実費」に関するQ&A		
VIII 有料道路利用料	29
IX その他実費	30
X 燃料サーチャージ	31

2 参考資料

- 1 運賃表
- 2 運賃料金適用方
- 3 運賃及び料金設定（変更）届出書

標準的運賃の「全般」に関するQ&A

全般

Q₁

今回設定された標準的な運賃について算出根拠を教えてください

A

- 年間のトラック1台あたりの「運行費」「車両費」「人件費」「間接費」「その他費用」を「適正な原価」とし、さらに「適正な利潤」を加え、キロ当たりの変動費に、また時間当たりの固定費に割り戻すことにより、運賃を算出しています。
- 原価・費用や利潤は、現在のトラックドライバーの平均労働時間（約2,600時間）ではなく、全産業平均の労働時間並み（約2,086時間）を確保できるよう算出しています。

【運賃表の見直し】

- トラック運送業における運送原価の構成は、人件費（41.4%）に次いで、燃料油脂（16.3%）、修繕費（6.8%）、車両等の減価償却費（6.7%）の順に高く、これらが約7割を占めています。
- 現行の「標準的運賃」の運賃表は、令和元年10月にトラック運送事業者を対象に実施した原価調査結果に基づき算出したものですが、足下の燃料価格をはじめとした物価高の影響により、現行の運賃表の算出に用いた運送原価は、足下の物価動向と乖離が生じている可能性があります。
- このため、令和5年9月に改めて原価調査を実施し、その結果及び直近の統計資料等に基づいて、足下の市場動向を反映した運賃表に見直しいたしました。

<トラック運送事業者の平均原価構成比>



出典：経営分析報告書-令和3年度決算版（公益社団法人 全日本トラック協会）

Q2

告示された標準的運賃をそのまま使用することは可能ですか

A

標準的運賃は、実運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃です。運送事業者がこれを活用するに当たっては、標準的運賃を算出する際の原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定することが望ましいとされております。

事業の実態等を踏まえ、標準的運賃をそのまま使用することが適切である場合には、そのまま使用することも可能です。

Q3

運賃料金の適用方法や、燃料サーチャージの基準価格を変更した場合、届出が必要ですか

A

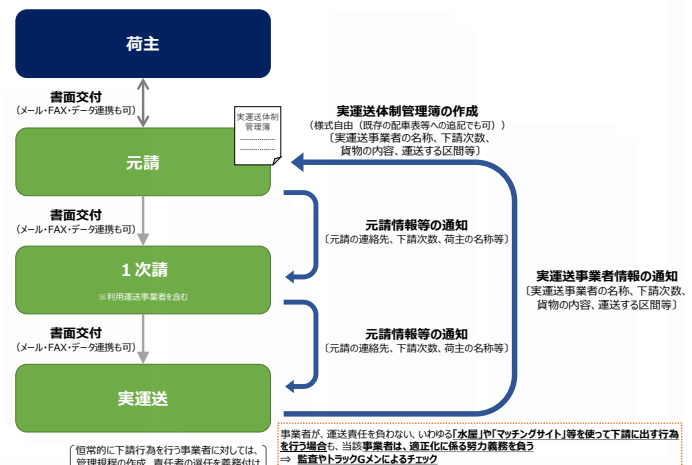
貨物自動車運送事業報告規則に基づき、変更後30日以内に届出が必要となります。

コラム

「改正貨物自動車運送事業法（※）」によるトラック事業者等の取引に対する規制的措置

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け
- 運送契約締結時等の書面交付を義務付け
- トラック事業者等に対し、下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組を行う努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対して、当該取組に関する管理規程の作成・管理者の選任等を義務付け

トラック事業者に対する規制的措置



(※) 令和6年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正後の貨物自動車運送事業法を指す。以下同じ。

Q4

届け出た運賃との乖離があった場合、どのような手続きが必要ですか。

A

届出を行った運賃の適用方法等において一定の場合の割増・割引や個別の特約に関する事項等が定められ、これらに基づく運賃体系の範囲内で運賃の収受が行われる場合は、手続きは不要です。ただし、届出を行った運賃とは異なる運賃体系を使用する場合には、改めて変更に係る所要の届出を行っていただく必要があります。

Q5

令和2年に告示された標準的運賃の届出は既に行っていますが、令和6年改定に際して改めて届出を行う必要はありますか

A

令和2年告示の標準的運賃にて届出した運送事業者が、令和6年告示の標準的運賃を適用する場合は新たな届出は不要です。

ただし、令和2年告示の標準的運賃を引き続き適用しようとする運送事業者は、その旨を記載した届出を行う必要があります。

Q6

運賃・料金の変更の届出を行うに当たって、変更前の運賃表が把握できない場合はどのようにしたらよいでしょうか

A

設定した運賃・料金を変更する場合には、原則として変更前後における新旧の対照が分かるようにしていただく必要がありますが、何らかの事情により変更前の運賃表が不明となってしまうなどやむを得ない場合には、最寄の運輸局にご相談ください。

Q7

全国に営業所がある事業者は、どこに運賃・料金の届出をすればよいのでしょうか

A

届出は運送事業の主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局等に、適用する地域を管轄する運輸局分の部数が必要となります。

Q8

個別の運送契約で適切な運賃を収受できている場合はそちらを優先しても問題ないのでしょうか

A

既に届け出ている設定運賃を継続することが望ましい場合は、改めて標準的運賃を届け出る必要はありません。

ただし、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分することが望ましいと考えます。（改正貨物自動車運送事業法では、両者を区分することが義務付けられます。）

コラム

「標準的運賃」を活用する手続

届出に必要な書類

- 料金運賃変更届出書：標準的運賃を設定する書面
- 運賃料金適用方：標準的運賃を活用するに際しての具体的な適用ルール

※変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示することとなっております。

地方運輸局へ届け出（郵送も可）

貨物自動車運送事業報告規則 第2条の2（運賃及び料金の届出）
設定又は変更後30日以内に届出することが定められています

書類のダウンロードは
こちら



Q₉

元請事業者は下請けについて把握する必要があるのでしょうか

A

改正貨物自動車運送事業法では、運送事業者に対し、下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務が課せられるほか、一定規模以上の運送事業者に対し、当該健全化措置に関する管理規程の作成や管理者の選任が義務付けられます。また、元請事業者に対しては、真荷主から引き受けた一定の重量以上の貨物の運送について、実運送事業者の名称や請負回数等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存も義務付けられます。

これらも踏まえ、元請事業者は下請行為の適正化・下請構造の実態把握に努めてください。

コラム

運賃料金適用方（参考）

運賃料金適用方：運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が定めるもの。

運賃の設定

割増・割引

- ・ 速達割増等
- ・ 特殊車両割増
- ・ 休日割増、深夜・早朝割増
- ・ 品目別割増、特大品割増
- ・ 悪路割増、冬期割増、地区割増
- ・ 長期契約割引、往復割引

幅の計算

- ・ 基準運賃の上限幅
- ・ 基準運賃の下限幅

個建契約運賃

- ・ 個建契約運賃の建て方
- ・ 個建契約運賃の計算方法

料金の設定

- ・ 待機時間料
 - ・ 積込料・取卸料
 - ・ 附帯業務料
 - ・ その他料金
- etc.

運賃料金適用方の設定により

運賃料金適用方



- ① 標準的運賃の告示に定めのない特殊車両等の割増率が設定可能
バン型車両以外の特殊車両割増・品目別割増・特大品割増等の設定できます。
- ② 運賃料金適用方に上下幅を設定することで、荷主によって異なる運賃の設定が可能
- ③ 標準的運賃は車両を貸し切る輸送で設定されているが、個数建ての契約にも対応可能
運賃料金適用方の内容を変更・追記することで、重量建て（1t 当たり運賃）や立米建て（1m 当たり運賃）等に応用することも可能

Q10

令和6年度標準貨物運送約款の改正について教えてください

A

令和6年1月以降、運輸審議会への諮問等を経て、「標準的運賃」、「標準運送約款」の改正が行われました。標準運送約款については、契約条件の明確化等の見直しが行われています。

【主な改正事項】

- ・ 元請運送事業者は、実運送事業者の商号又は名称等を荷主に通知する
- ・ 利用運送手数料の収受に関する事
- ・ 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した書面（運送申込書／引受書）を交付する
- ・ 中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し
- ・ 運賃等の店頭掲示事項について、インターネットによる公表を可能とする

Q11

中止手数料について教えてください。安全運行が困難と判断して荷主が運行を中止した場合「中止手数料」の支払いは必要でしょうか

A

運送引受書に記載した集貨予定日時の三日前を過ぎてから運送の中止の指図があった場合、荷主に対して中止手数料が請求されることがあります。これは、荷主責任によるキャンセルの場合に適用されるものです。

例えば、集貨する貨物の到着が遅れており、運送のキャンセルが荷主からあった場合など。

標準貨物自動車運送約款 第38条（抜粋）

1. 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の20%以内
2. 運送引受書に記載した集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の30%以内
3. 運送引受書に記載した集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の50%以内

Q12 トラックGメンの活動を教えてください

A

国土交通省トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境改善の実現に向け、トラック事業者が「貨物自動車運送事業法」に違反する原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主企業等に対して「働きかけ」「要請」等を行い、是正を指導しています。

Gメンの是正指導対象となる事例

長時間の荷待ち



荷主都合による長時間の荷待ち時間の発生

契約にない附帯作業



契約にない（トラック事業者が合意していない）附帯作業をドライバーに指示

運賃・料金等の不当な据置き

人件費や燃料費が上がっているのに、運賃や料金をあげてもらえませんか？



トラック運送事業者からの適切な運賃・料金の収受に関する交渉に応じない（交渉のテーブルにつこうとしない）

過積載運送の指示・容認

天井までスペースが空いているじゃないかもう少し積めるよね？



積込直前に貨物量を増やすよう指示

異常気象時の運送依頼



トラック事業者が安全な運行が困難と判断した状況での運行強要

無理な運送依頼



適切な運行では間に合わない到着時刻の設定

「運賃」に関するQ&A

I 距離制運賃

Q13

実車率50%とありますが、運賃表のキロ程は片道と往復のどちらの走行距離になりますか

A

運賃表のキロ程は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から荷物を取り卸すまで、貨物を車両に積載して実際に走行した距離をさします。

例えば、往路のみ貨物を積載し、復路は貨物を積まず空で戻る場合は、往路の走行距離が運賃表のキロ程となります。

Q14

同一荷主の運送で、往路も復路も運送を依頼する場合のキロ程の考え方を教えてください

A

往復とも同一荷主の貨物を運送する場合、発地で貨物を積み着地で貨物を卸し、復路でまた着地で貨物を積み発地で貨物を卸す場合、往路で1回の運送、復路で1回の運送として、往路と復路それぞれの走行距離がキロ程になります。

なお、例えばミルクランのように、発地から出て、A→B→Cと順番に貨物を卸し、発地へ戻るような運送の場合は、発地から発地までの全走行距離がキロ程になります。

Q15

運賃表のキロ程は200kmまでは10km刻みですが、200km以上の場合は、切上げと切捨てのどちらですか

A

運賃表のキロ程の考え方として、端数が出た場合は切り上げとなります。

- ①実車走行キロ55kmの場合、60kmの運賃を適用
- ②実車走行キロ212kmの場合、220kmの運賃を適用
- ③実車走行キロ630kmの場合、650kmの運賃を適用

I 距離制運賃

Q16 フェリーを利用した場合は、どのようにキロ程を算出しますか

A 発地→発港の走行距離と、着港→着地の走行距離を合計した距離をキロ程とします。（p30 コラム「実費のポイント」参照）

II 時間制運賃

Q17 時間制運賃はどのような時に使用されますか

A 時間制運賃が適用されるケースとして、短距離を反復してピストン輸送する場合、走行キロは短いですが、車両を時間的に拘束される場合、大都市などの交通渋滞等によって運行効率が著しく低下する場合等が考えられます。

コラム

トラックGメンによる働きかけの事例：
運賃・料金の不当な据置き

運賃や燃料サーチャージについて交渉しようとしても、応じない荷主についての情報

働きかけを実施

- 荷主とトラック事業者が交渉の場で話し合った結果、燃料サーチャージについて、全額支払うことで合意し、契約を締結

Ⅲ 個建運賃

Q18 個建運賃の設定の趣旨を教えてください

A 輸送能力の不足が懸念される中、複数の荷主からの貨物を混載し共同配送などにおいて積載率の向上をすることで、ドライバーや車両の省力化にも資することから、単一品であること、荷姿が一定していること、1個の重量又は容積が一定していること及び十分なリードタイムが確保されること等の場合を想定し設定しております。

Q19 個建運賃の計算方法と、計算に必要なとなる基準積載率の設定について教えてください

A 運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により1個又は1重量あたりの運賃を算出します。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率 (〇〇%) }

- 基準積載率 (〇〇%) は、運送事業者がそれぞれ設定することができません
- 個別運賃には、t建て、m3建て、才建て、パレット建て等、様々な単位によるものが考えられ、最も適切なものを設定します

Ⅲ 個建運賃

Q20

個建運賃では、単一品目、荷姿一定、1個の重量・容積が一定、十分なリードタイムの確保等が想定されていますが、「十分なリードタイム」の基準を教えてください

A

「十分なリードタイム」とは、改善基準告示等関係法令を遵守ができ、発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、積み合わせ貨物の確保等に必要となる時間を想定しています。

(参考) 個建運賃の算出例

- ・ トラック1両あたりの最大積載可能個数：10個
- ・ 基準積載率（各事業者によって設定）：80%
- ・ 東京～大阪間の貸切運賃を10万円 として場合

⇒ (貸切運賃) ÷ { (最大積載可能個数) × (基準積載率) }
= 100,000円 ÷ (10個 × 80%) = 12,500円/個

⇒ 積載率9割（荷主A 7個/ 荷主B 2個積載）の場合
荷主A = 12,500 × 7 = 87,500円
荷主B = 12,500 × 2 = 25,000円

Q21

最低保証料の算出方法を教えてください

A

- ・ 最低積載個数等に満たない場合に、荷主の事前の同意に基づき最低保証料を収受します。
- ・ 最低保証料は、最低積載個数等を下回った数量に個建契約運賃を乗じ、得られた赤字金額を実際に受託した個数で除する事で、1個あたりの最低保証料が算出できます。
- ・ 最低積載個数等は、一般貨物自動車運送事業者がそれぞれ設定します。

IV速達割増等・特殊車両割増・休日割増・深夜早朝割増

Q22

速達割増の考え方や、有料道路の利用が認められない場合の割増率の考え方を教えてください

A

- 有料道路を利用する前提で通常想定される配達予定日時よりも早く配達する「速達」を希望する場合の割増率は、各運送事業者において設定します。
 - ✓ なお、「通常想定される配達予定日時」とは、各運送事業者において車両・ドライバーの手配調整に要する時間等を想定しています。「速達」はこれよりも短期間での発送依頼に対応するものですが、その場合においても労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関連法令の遵守が前提となります。
- 一方、有料道路の利用を認めない運送依頼に対しては、ドライバーの労働時間が長くなることから、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた割増運賃を、各運送事業者において設定する、若しくは、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた平均走行速度から延長される労働時間分を収受するなどが考えられます。

コラム

速達割増のポイント

速達割増の趣旨・考え方

有料道路を利用する前提で通常見積られる運送日時よりも 短い日時での運送の依頼があった場合に速達割増が発生する。

- なお、この場合も労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守が前提となる。
- 逆に、積合せを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、割り引いた運賃を設定することも可能である。

【速達割増等の考え方】

〔想定ケース
・東京～大阪の貸切運賃を10万円と想定〕

○通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合

○十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合



IV速達割増等・特殊車両割増・休日割増・深夜早朝割増

Q23

速達割増や有料道路の利用が認められない場合の割増については、届出が必要でしょうか

A

- ・ 令和6年に告示した標準的な運賃においては割増する旨が記載されていますので、割増率を届出する必要はありませんが、今後設定した率当を変更する場合は届出が必要となります。
- ・ 書面化された運送契約により、あらかじめ荷主の同意を得ておくことが重要です。

Q24

標準的運賃の特殊車両割増に記載のない特殊車両についての取扱いを教えてください

A

一般貨物自動車運送事業において使用される車両については、運送を行う品目や運行の形態に応じて様々なものが存在します。車両によって原価構造が異なりますので、別途原価計算をすることが望ましいと考えられます。各社で運賃料金の適用方法の中で、告示に記載の無い特殊車両の割増率を設定することも可能です。

コラム

その他の割増・割引

これらの割増・割引には一律の金額は設定されていないため、個別に適切な運賃を収受してください。

品目別割増

易損品、危険品、特殊物件、汚い品、貴重品・高価品など

悪路割増

土木・建築工事の用地・敷地内、木材の伐採搬出などのために仮に設けられた作業道のような場所

特大品割増

運賃料金適用方に記載されている、長さ、重量、容積など、一定以上の水準を超過するもの

地区割増

要人来日等による交通規制、通勤時間による渋滞など

冬季割増

積雪寒冷特別地域における割増

長期契約割引

長期的な運行計画が立案することができ、運送効率を向上させられた場合

IV速達割増等・特殊車両割増・休日割増・深夜早朝割増

Q25

当初、普通車両の予定で配車予定だったが、
運送事業者の都合で冷蔵冷凍車が配車された
場合、特殊車両割増は支払わなくてもよいで
しょうか

A

運送事業者の都合によるものであれば、合意の上、特殊車両割増分を支払わなくても良いと考えられます。

Q26

現状、リードタイムを明確に設定したうえで、
運賃を合意しています。この場合、速達割増は
発生しないと考えてよいでしょうか

A

現状合意されているリードタイムよりも短いリードタイムでの依頼が生じた場合には、荷主と合意のうえで速達割増を適用することが考えられます。

コラム

女性トラックドライバーの活躍促進

2014年9月に、トラックドライバーを目指す女性の方や、女性トラックドライバーの更なる活躍を目指す経営者等への有益な情報を発信することを目的として、国土交通省ウェブサイト内に、「トラガール促進プロジェクトサイト」を開設しました。

このサイトでは、トラック業界で活躍する女性ドライバーや多くの女性ドライバーが活躍する会社経営者の生の声や事業者による先進的な取組を紹介するとともに、事業者へのオススメ施策なども掲載していますので、下記webページをご覧ください。

【 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/tragirl/> 】



IV速達割増等・特殊車両割増・休日割増・深夜早朝割増

Q27

運送会社の都合で早朝に到着・荷卸しする場合、早朝割増を支払わなくてもよいのでしょうか

A

- ・ 運送事業者側の都合で約束の時間前に車両を到着させるような場合は、荷主の責によらないものであることから、割増の支払い対象外となりますが、事前の契約の段階から双方で合意を取っておくことが重要と考えます。
- ・ 発荷主・着荷主事業者は商取引契約において、物流に過度な負担をかけているものがないか検討することや、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附带業務の合理化等について提案等があった場合は、真摯に協議に応じることも重要となってきます。

コラム

トラックGメンによる働きかけの事例：
異常気象時の運送依頼



運賃料金適用方



大雪警報が発令されている状況で、トラック事業者が運行不可と判断したにもかかわらず、配送を依頼されたとの情報

働きかけを実施

- ・ マニュアルの見直しを行い、配送先とも連携し、ドライバーの安全を最優先とした対応を行うことを改めて徹底
- ・ 予め荒天が予想される場合、トラック事業者の判断による運行の中止について、配送先と連携し対応

「料金」に関するQ&A

V 待機時間料

Q28 待機時間に該当する範囲を教えてください

A

- 待機時間とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間をいいますが、標準的運賃においては30分までは待機時間料は発生しません。また、荷送人又は荷受人が貨物の積み込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合におけるドライバーが待機した時間が含まれます。
- なお、運送事業者が自発的に前もって発地又は着地に到着し、指定した時間まで待機した時間は待機時間としません。
- 一方、運送依頼の際に時間指定が無い場合、あるいは、午前や午後など幅のある時間指定の場合、到着時に待たされる時間については待機時間として取り扱われます。
- いずれにしても、運送事業者、荷主双方で取り決めを交わしておくことが望ましいと考えます。

コラム

待機時間料のポイント 待機時間料の趣旨・考え方

待機時間料とは、定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の責により30分を超えて待機した場合において、発生した待機時間に応じた料金を収受するものです。30分を超えると時間コストが増加することから、当該コストを収受するために、待機時間に応じた料金を加算します。

- 基準外人件費（＝基準内人件費×1.25）を基礎とし、福利費率を加味する。
- 車格差は、基準内人件費の算定において車格ごとの人件費の差（実態調査により把握）を考慮。
- 基準外人件費の値を使用しているのは、通常、運送事業者はドライバーを基準時間内フル稼働させることを前提として運行計画を立てることから、実態として待機時間は基準時間外の労働に直結することとなるためである。

V 待機時間料

Q29 待機時間料の算定方法を教えてください

A

- 標準的運賃の原価には30分の待機時間が見込みとして含まれているため、待機時間料の計算にあたっては、待機時間全体の時間から30分を差し引くこととなります。
- ただし、合計時間の測定（2時間の基準）については、30分は差し引かず、定められた場所または時間に車両が到着した時間から開始としてください。

待機時間が1時間の場合（到着から1時間待機した場合）

- 標準的な運賃の原価には30分の待機時間が含まれているため、待機時間全体の時間から30分を差し引いた時間で計算。
- 待機時間1時間から30分を差し引いた時間を上段単価と掛けて算出。

例) 小型 待機時間 1 時間の場合（発地での待機のみ）

1,680円× 1 回（60分－30分＝30分・・・1回）

合計：1,680円

待機時間が2時間を超える場合（到着から2時間以上待機した場合）

- 最初の2時間については上段の単価、それ以降、2時間を超えた分は下段の単価を適用する。
- なお、待機時間のうち30分は原価に含まれているため、上段において計上するのは30分を差し引いた90分とする。

例) 待機時間 2 時間 1 5 分の場合

1,680円× 3 回（120分－30分＝90分・・・3回）

2,010円× 1 回（2 時間超えの部分） 合計：7,050円

待機時間料、積込料・取卸料

待機時間料

- 前提として、加算対象は「荷主都合による待機」となります。
- 予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合、原則、待機時間料の対象となりませんが、荷主との合意を前提に、待機時間料に準じて追加的に料金を収受してください。

	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
(30分を超える場合) 30分までごとに 発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
積込料・取卸料の適用 時間と併せて2時間を 超える場合、30分まで 毎に発生する金額	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

積込料・取卸料

		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
(30分を超える 場合) 30分 までごとに 発生する金額	フォークリフ トやクレーン 等を使用	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積み	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
待機時間料と 併せて2時間 を超える場合、 30分まで毎に 発生する金額	フォークリフ トやクレーン 等を使用	2,490円	2,610円	2,810円	3,330円
	手積み	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

V 待機時間料

Q30

待機時間及び積込・取卸に係る算定方法を教えてください

A

待機時間0分、積込時間30分の場合

- ・ドライバーによる「積込」又は「取卸」の場合は、別途30分の積込料・取卸料を収受することとなる。
- ・「積込」が荷主による積込の場合、当該時間もドライバーにとっては待機時間となるため、待機時間として扱う。

積込時間を合わせて2時間を超える場合

待機時間1時間、積込時間1.5時間

- ・待機時間30分＋積込時間1.5時間として時間換算。
（待機時間のうち30分は原価に含まれるため除く）
- ・なお、積込時間の1時間は上段料金、30分は下段料金で計算。

例) 小型 待機時間 1 時間、積込時間1.5時間の場合
（積込は手積、発地での待機及び積込）

待機時間 1,680円×1回（60分－30分＝30分…1回）＝1,680円
積込時間 2,000円×2回（待機60分＋積込90分＝150分の内、
2時間以内の積込時間…2回）＝4,000円
積込時間（2時間を超え）2,400円×1回（150分の内2時間を超える
積込時間…1回）＝2,400円
合計：8,080円

Q31

待機時間は都度算出するのではなく、例えば過去6か月間の平均を用いてもよいのでしょうか

A

物流の効率化により待機時間を減らすことが求められており、過去の平均値等を用いるのではなく、都度測定することを前提としています。

V 待機時間料

Q32 荷物の発地、着地両方で待機時間が発生した場合の算定方法を教えてください

A 標準的運賃の原価には30分の待機時間が見込みとして含まれておりますが、発地、着地各々に含まれております。

例) 小型 発地での待機2時間、着地での待機1時間15分
 → 合計3時間15分 → 3時間30分で計算
 待機時間 1,680円×3回(発地120分-30分=90分…3回)
 =5,040円
 待機時間(2時間超え)2,010円×2回
 (着地90分-30分=60分…2回)
 =4,020円
 合計:9,060円

コラム

トラックGメンによる働きかけ、要請の事例： 長時間の荷待ち



長時間の荷待ちが発生している情報を受け、働きかけを実施

働きかけ実施後に、荷待ち発生の情報
積込待ちがかなり長く、お昼に受付・待機しても夕方から夜頃の積込になる

要請を実施

発荷主において、改善計画に基づいた各種取組(「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」など)を実施

VI 積込・取卸料、附帯業務

Q33

依頼を受けた積込、取卸し作業及び荷主が行う積込、取卸し作業についての料金の考え方を整理してください

A

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み作業については積込料として、また、車両からの取卸し作業については取卸料として料金が発生しますが、荷主が行う場合は積込、取卸料は発生しません。（Q41参照）

Q34

積込料・取卸料は、発・着荷主どちらの負担となりますか

A

運送事業者が行う荷役作業等にかかる料金の負担について、発・着荷主事業者間で協議した上で、運送契約に盛りこむことが望ましいと考えます。

Q35

積込料・取卸料について、2時間を超える場合は2時間を超えた部分に割増を行うのでしょうか。または、最初の時間から割増が適用されるのでしょうか。

A

最初の2時間については表「積込料・取卸料」における上段の単価が適用されます。待機時間と合わせて2時間を超えた時間分は下段が適用されます。

詳細はV 待機時間料（p18~22）を参照してください。

VI 積込・取卸料、附帯業務

Q36

都度算出するのではなく、一定の基準で支払金額を算出してみなし金額を決め、その金額を定期的に見直す運用でもよいでしょうか

A

原則、実際の作業時間に基づいてその都度請求額を決定することとしています。

Q37

荷役作業時間は個人能力差が大きいため、単純な発生時間でなく物量を考慮した標準時間を設けて、算出しても構わないでしょうか

A

実際の作業時間に基づき、請求額を決定することを原則としています。物量を考慮した標準時間をもうけるのであれば、荷主と協議をうえ対応してください。

参考

積込料、取卸料及び附帯業務料のポイント

趣旨：標準的運賃は、運送の役務に係る原価に即して計算されているため、運送以外の役務として別途積込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検収・検品等の附帯業務を行った場合、別途作業等に係る料金を収受することとした

合計が2時間を超える場合における30分ごとの料金として、基準内人件費×1.5により算出した基準外人件費に利益率を加味して算出

附帯業務に係る具体的な料金については、その作業・業務の内容に応じて発生するコストが様々であるため、運送事業者において、適切に設定を行う必要がある

短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額

安全対策を施した積込み、取卸し等、品目や業種等の特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことも考えられる

VI 積込・取卸料、附帯業務

Q38

運送途中の荷崩れ防止のため、車両に備え付けのシートやロープなどを使用した荷崩れ防止のためのドライバーの作業は、附帯作業料が発生するのでしょうか

A

貨物の積み付けに際し、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業や荷物の破損などを防ぐための養生作業は、荷主都合による附帯作業とならないため、料金は発生しないと考えますが、事前に荷主と負担の範囲を取り決めておくことが望ましいと考えます。

Q39

フォークリフト又はユニックを使用した場合と手積みの場合に分類した理由、また、手積みの場合には総合的に重労働にも関わらず、設定金額が低額となっている理由は何ですか

A

フォークリフト等を利用した場合は、設備償却費、オペレータ費など手積・手卸の場合よりも原価が余計に要するため、時間当たりの単価が高く設定されています。しかし、手積みでの積込はフォークリフト使用時よりも所要時間が長くなるため、最終的な金額は手積みの方が高くなる想定となっています。

Q40

荷待ち・荷役作業以外の「料金を収受できる附帯サービス」について教えてください

A

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務についてを「料金を収受できる附帯サービス」としています。

VI 積込・取卸料、附帯業務

Q41 荷主による積込、取卸しの最中に、ドライバーが立ち合いしている時間は、待機時間として扱ってよいでしょうか

A 荷主都合による待機時間として扱います。

Q42 車上受け・車上渡しのご定義を教えてください

A 「車上受け・車上渡し」とは、トラックの荷台の上でお客様から商品を受けたり、お客様に商品をお渡ししたりすることをさします。

ただし、積込の際に車両に荷主がパレットに載せた商品を車両上でドライバーが積み替える作業や、取り卸しの際の車両の上で荷主が用意したパレットに商品を載せ替える作業などは、ドライバーが車両の上で行ったとしても、附帯作業（荷積み、荷卸し）となり、運賃とは別に料金が発生するものと考えられ別途、積込料や取卸料として荷主が負担することになります。

一方で、車両上で荷主から引き渡された商品を、荷崩れ防止や破損防止のためのドライバーが商品を積み付ける作業は、料金が発生しないものと考えられます。

いずれにしましても、事前の契約の段階から双方で取り決めておくことが重要と考えます。

Q43 積込・取卸料は時間制運賃の場合は、どのように適用すればよいでしょうか

A 時間制運賃の場合は、その時間内であれば、待機時間料、積込・取卸料は時間制運賃の中に包括されております。

Ⅶ 利用運送手数料

Q44 利用運送手数料の意味を教えてください

A 実運送事業者が適正な運賃を収受できるようにするためには、運賃から手数料を差し引くのではなく、運賃とは別に手数料を上乗せして請求することが必要と考えます。
取引適正化のために必要なものであるという主旨について荷主の理解を得られるよう、丁寧にご説明ください。

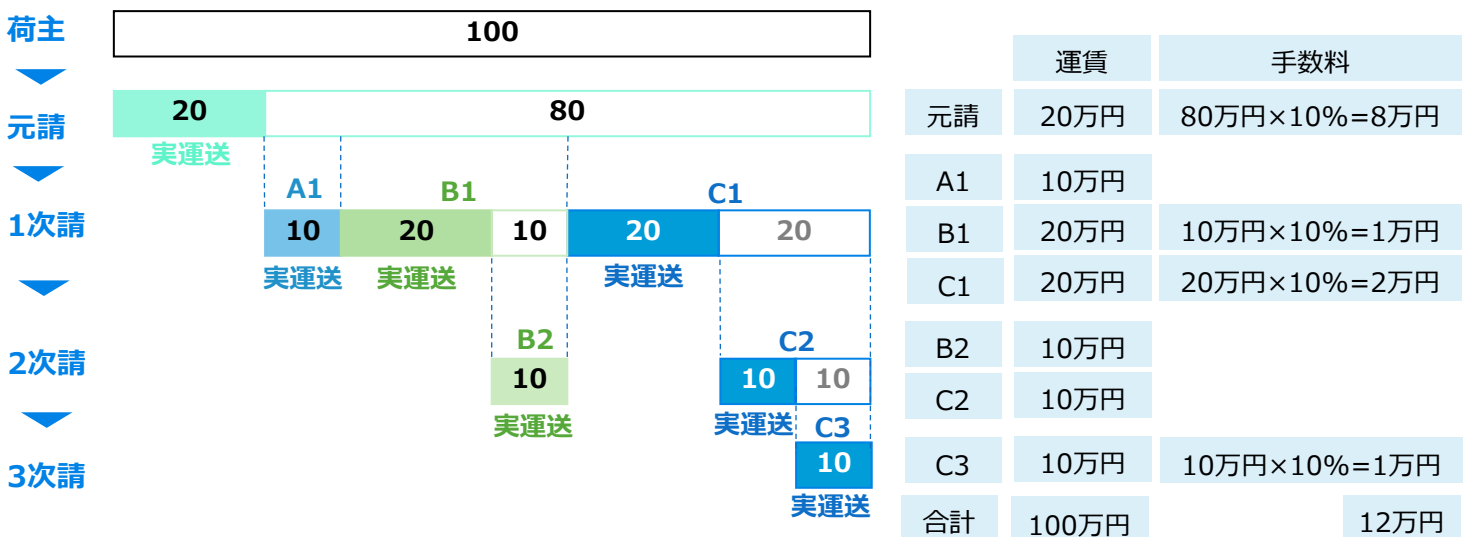
Q45 多重下請構造是正のために下請けは何次受けまで等の制限は設けないのでしょうか

A 法令上下請次数に制限は設けておりませんが、改正貨物自動車運送事業法において、下請けに出す行為の健全化について努力義務が課されており、一例として、元請事業者において下請事業者に対し次数制限を設けること等があげられます。

コラム

運賃及び下請手数料収受の流れ：
荷主と元請が100万円の運送契約を締結した場合

- 原価調査結果における平均的な手数料の水準を考慮し、運賃の10%が水準となっています
- 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受することは可能です



VII 利用運送手数料

Q46

配車時に利用運送を行うかどうか判断するため、契約の時点や運送の申込み時点では手数料を提示することが難しい場合どうすべきでしょうか

A

標準運送約款第17条においては、「荷送人に通知を行わなかった運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。」となっております。一方で、運送を担う事業者が適正な運賃を収受できるよう、利用運送手数料の趣旨をご理解いただき、荷主に丁寧に説明ください（Q44参照）

Q47

契約を締結した運送事業者のグループ会社や子会社に対しても利用運送手数料は発生するのでしょうか

A

貨物利用運送事業における「他人」性の判断には、資本関係の有無は関係ありません。100%子会社が親会社の貨物を実運送事業者に運送させる場合においても、貨物利用運送事業に該当するため、利用運送手数料は発生します。

Q48

実運送体制管理簿の整備とありますが特別積合せ貨物運送事業者も作成対象となりますか

A

改正貨物自動車運送事業法において、真荷主から引き受けた貨物の運送について、その運送に係る貨物の重量が国土交通省令で定める重量以上である場合には、特別積合せ貨物運送事業者においても作成義務の対象となります。

「その他実費」に関するQ&A

VIII 有料道路利用料

Q49

運送事業者と有料道路を利用することを前提とした運賃を取り決めている場合、有料道路利用料として別建てにする必要はないでしょうか

A 今後の運賃交渉において、内訳が曖昧となり適切な運賃収受を妨げる恐れがあるため、別建てとすることとしております。

運送事業者から高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合、荷主は協議に応じ、適切な転嫁を行ってください。

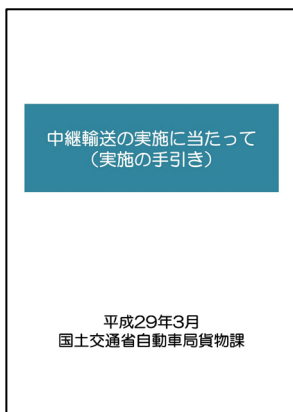
コラム

中継輸送の普及促進

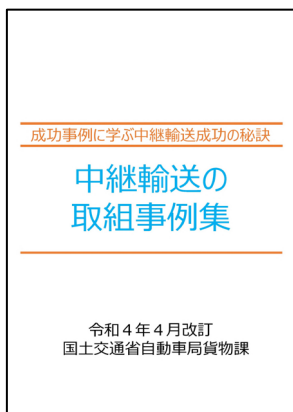
中継輸送は、トラックの長距離運行を複数のトラックドライバーで分担する輸送形態であり、日帰り勤務を可能とすることにより労務負担の軽減や人手不足の緩和に資する方法のひとつとして注目されています。

国土交通省では中継輸送の普及促進のため、以下のwebページで実施の手引きや取組事例集、実現に向けたポイントを掲載していますので、トラックドライバーの労務負担軽減等に向けた取組にご活用ください。【 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html 】

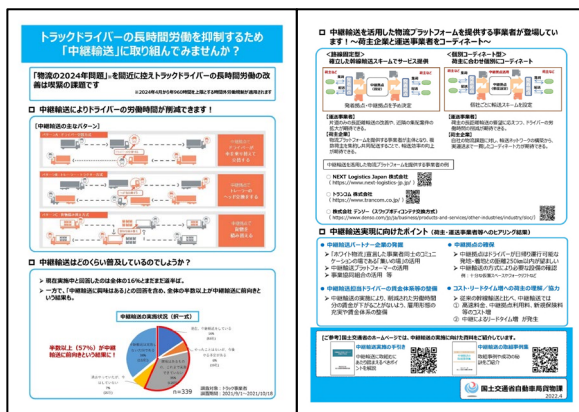
中継輸送の実施に当たって
(実施の手引き)



中継輸送の取組事例集



中継輸送実現に向けたポイント (リーフレット)



IX その他実費

Q50

船舶利用、中継輸送を前提とした利用区間においては、運送事業者と合意のうえ、実費を包括した運賃を輸送費として支払っていますが、改めて別建てとする必要はありますか

A

今後物価高騰等によりフェリー利用の価格が変動した場合、新たな価格交渉を行う際のベースが不明確になる懸念があるため、別建てとすることを推奨しています。

コラム

実費のポイント

高速道路利用料、フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、駐車場利用料金、その他当事者が取り決めた実費等については、運賃料金とは別に収受します。

- **高速道路利用料等**：高速道路利用料は、基本利用料金、ETC2.0割引適用後料金等、複数種類がありますが、当事者で取り決めた料金を収受します。
- **フェリー利用料等**：フェリーを利用した運送区間がある場合、航路の海上キロは実車キロ程に含めません。フェリー利用料は次の式により算出した金額を収受します。
 - ◆ 有人航送 ① フェリー料金等(助手に係る旅客運賃を含む)
 - ② 航送所要時間×1時間当たり固定費 → (①+②)×2(往復)
 - ◆ 無人航送 ① フェリー料金等
 - ② 航送所要時間×1時間当たり単価(シャーシ固定費等)→ (①+②)×2
 - 1時間当たり単価：有人航送時にはトラックドライバー等の人件費を含む
 - 無人航送時にはトラックドライバー等の人件費を含まない
- **特殊車両通行関係費用**：大型車が道路を通行する際に必要となる道路法第47条の2に基づく通行許可申請又は第47条の10に基づく通行可能経路の確認の求めに係る手数料、誘導車配置費用等について、当該輸送に要した実費を収受します。
- **旅費**：宿泊を伴う長距離運行が恒常的に発生する場合など、旅費が発生する場合においては、これを超える部分を実費として収受します。

X 燃料サーチャージ

Q51

燃油サーチャージの具体的な計算方法を教えてください

A

燃料サーチャージは「走行距離÷燃費×燃料価格上昇額」で計算します。

① 距離制運賃における燃料サーチャージ

【平均走行距離に基づき算出】

燃料消費量(ℓ) = 走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ)

燃料サーチャージ(円) = 燃料消費量(ℓ) × 算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)

② 時間制運賃における燃料サーチャージ

【燃料価格に基づき算出】

(1日あたりの) 燃料消費量(ℓ) = (1日あたりの) 走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ)

燃料サーチャージ(円) = (1日当たりの) 燃料消費量(ℓ) × 算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)

- ・ 荷主等と継続的に契約している場合、平均走行距離を1日、1ヶ月、半期当たり等の期間実績で算出
- ・ 月極めで運賃を決めている場合は、毎月の走行距離から算出
- ・ 1運行毎に時間制運賃を適用する場合、走行毎平均走行距離から算出

③ 個建運賃における燃料サーチャージ

燃料サーチャージ ÷ (積載可能個数/最大積載重量/最大積載可能容積 × 平均積載率) = 1個/トン/m³あたりの燃料サーチャージ

詳しくは、「トラック運送業における燃料サーチャージ 緊急ガイドライン (<https://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>)」をご覧ください。

X 燃料サーチャージ

Q52

荷主も自社の採算が厳しいことを理由に、燃料サーチャージの導入に同意する企業は少ないのではないのでしょうか

A

荷主は運送事業者から燃料サーチャージ導入の相談があった場合は協議に応じ、適切に転嫁する事が求められています。

もし、荷主が運賃・料金を不当に据え置く場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延防止法に違反する恐れがあり、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表の対象となります。

Q53

現在燃料サーチャージは初期契約時の軽油価格に基づいて設定しています。これらすべてを一律120円/リットルに変更する必要がありますか

A

1年に1度は契約内容を見直しを行い、適切な価格転嫁が行われているか確認してください。現在設定している燃料サーチャージと【通達】一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和6年3月22日付国自貨第844号）の内容を比較し、現在の設定価格を継続することが望ましい場合は変更の必要はありません。

○国土交通省告示第二百九号
 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)附則第一条の三第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 なお、令和二年国土交通省告示第五百七十五号(一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件)及び令和五年国土交通省告示第四百十七号(一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(燃料サーチャージの算出方法等)を定めた件)は廃止する。

令和六年三月二十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

1 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 (2tクラス)	車種別 (4tクラス)	車種別 (10tクラス)	車種別 (20tクラス)
10km	13,220	15,340	20,190	25,740
20km	14,930	17,340	23,000	29,550
30km	16,640	19,340	25,810	33,350
40km	18,340	21,340	28,620	37,160
50km	20,050	23,330	31,430	40,960
60km	21,760	25,330	34,240	44,770
70km	23,470	27,330	37,040	48,570
80km	25,180	29,330	39,850	52,380
90km	26,890	31,330	42,660	56,180
100km	28,600	33,330	45,470	59,990
110km	30,290	35,280	48,170	63,640
120km	31,980	37,230	50,870	67,290
130km	33,670	39,180	53,580	70,940
140km	35,360	41,140	56,280	74,590
150km	37,050	43,090	58,980	78,240
160km	38,730	45,040	61,680	81,890
170km	40,420	47,000	64,380	85,540
180km	42,110	48,950	67,080	89,190
190km	43,800	50,900	69,790	92,840
200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,380	9,650	13,270	17,920

東北運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 (2tクラス)	車種別 (4tクラス)	車種別 (10tクラス)	車種別 (20tクラス)
10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,340	9,630	13,160	17,810

関東運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490

北陸信越運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,800	15,900	20,690	26,240
20km	15,550	17,940	23,530	30,070
30km	17,310	19,980	26,380	33,910
40km	19,060	22,020	29,220	37,740
50km	20,810	24,060	32,060	41,580
60km	22,560	26,100	34,900	45,410
70km	24,310	28,140	37,750	49,240
80km	26,070	30,180	40,590	53,080
90km	27,820	32,220	43,430	56,910
100km	29,570	34,260	46,270	60,740
110km	31,310	36,260	49,020	64,430
120km	33,040	38,260	51,760	68,120
130km	34,780	40,250	54,500	71,810
140km	36,510	42,250	57,240	75,500
150km	38,250	44,250	59,990	79,190
160km	39,980	46,250	62,730	82,880
170km	41,720	48,250	65,470	86,570
180km	43,460	50,250	68,220	90,260
190km	45,190	52,250	70,960	93,940
200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,450	3,950	5,400	7,250
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	8,620	9,890	13,490	18,130

中部運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2トクラス)	中型車 (4トクラス)	大型車 (10トクラス)	トレーラー (20トクラス)
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	8,990	10,300	13,910	18,700

近畿運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2トクラス)	中型車 (4トクラス)	大型車 (10トクラス)	トレーラー (20トクラス)
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	9,210	10,450	14,130	18,900

中国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2トラス)	中型車 (4トラス)	大型車 (10トラス)	トレーラー (20トラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	8,670	9,990	13,620	18,220

四国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2トラス)	中型車 (4トラス)	大型車 (10トラス)	トレーラー (20トラス)
10km	13,180	15,690	20,470	26,010
20km	14,880	17,710	23,290	29,820
30km	16,580	19,730	26,120	33,640
40km	18,280	21,750	28,940	37,450
50km	19,980	23,770	31,760	41,270
60km	21,680	25,790	34,590	45,080
70km	23,380	27,810	37,410	48,890
80km	25,080	29,830	40,240	52,710
90km	26,780	31,850	43,060	56,520
100km	28,480	33,870	45,880	60,330
110km	30,170	35,850	48,600	64,000
120km	31,860	37,830	51,320	67,660
130km	33,550	39,800	54,040	71,320
140km	35,230	41,780	56,760	74,990
150km	36,920	43,760	59,480	78,650
160km	38,610	45,730	62,200	82,310
170km	40,300	47,710	64,920	85,980
180km	41,990	49,690	67,640	89,640
190km	43,670	51,660	70,360	93,300
200km	45,360	53,640	73,080	96,970
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,360	3,910	5,350	7,190
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	8,390	9,770	13,360	17,990

九州運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車 (2トクラス)	中型車 (4トクラス)	大型車 (10トクラス)	トレーラー (20トクラス)
10km		13,450	15,730	20,470	26,120
20km		15,170	17,750	23,290	29,940
30km		16,890	19,780	26,110	33,750
40km		18,610	21,800	28,930	37,570
50km		20,330	23,820	31,750	41,390
60km		22,050	25,840	34,580	45,210
70km		23,770	27,870	37,400	49,020
80km		25,490	29,890	40,220	52,840
90km		27,210	31,910	43,040	56,660
100km		28,930	33,930	45,860	60,470
110km		30,630	35,910	48,580	64,140
120km		32,340	37,900	51,300	67,810
130km		34,050	39,880	54,020	71,480
140km		35,750	41,860	56,740	75,150
150km		37,460	43,840	59,460	78,820
160km		39,170	45,820	62,180	82,490
170km		40,870	47,800	64,900	86,160
180km		42,580	49,780	67,620	89,830
190km		44,290	51,760	70,340	93,500
200km		45,990	53,740	73,060	97,170
	200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210
	500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	8,480	9,800	13,380	18,020

沖縄総合事務局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車 (2トクラス)	中型車 (4トクラス)	大型車 (10トクラス)	トレーラー (20トクラス)
5km		11,600	13,430	17,670	22,870
10km		12,410	14,380	19,020	24,720
20km		14,050	16,300	21,720	28,430
30km		15,680	18,210	24,430	32,140
40km		17,320	20,130	27,140	35,840
50km		18,960	22,040	29,840	39,550
60km		20,600	23,960	32,550	43,260
70km		22,240	25,870	35,250	46,970
80km		23,870	27,790	37,960	50,680
90km		25,510	29,710	40,670	54,390
100km		27,150	31,620	43,370	58,100
110km		28,770	33,490	45,970	61,650
120km		30,380	35,360	48,570	65,200
130km		32,000	37,230	51,170	68,750
140km		33,610	39,090	53,770	72,300
150km		35,230	40,960	56,370	75,850
160km		36,840	42,830	58,970	79,400
170km		38,460	44,700	61,570	82,950
180km		40,070	46,570	64,170	86,500
190km		41,690	48,430	66,770	90,050
200km		43,300	50,300	69,370	93,600
	200kmを超えて10kmを増すことに加算する金額	1,600	1,850	2,560	3,480

II 時間制運賃表

(単位：円)

種 別	車種別 局別					
	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)		
8 時 間 制 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890	
	東北	33,160	39,880	52,610	68,440	
	関東	39,380	46,640	60,090	76,840	
	北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020	
	中部	36,390	43,230	56,440	73,120	
	近畿	37,640	43,920	57,690	73,970	
	中国	34,740	41,760	55,200	70,430	
	四国	33,140	40,640	53,870	69,470	
	九州	33,770	40,740	53,860	69,700	
	沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390	
	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330	
	東北	19,900	23,930	31,570	41,060	
	関東	23,630	27,980	36,050	46,100	
	北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010	
	4 時 間 制 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	中部	21,830	25,940	33,860	43,870
		近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
中国		20,840	25,060	33,120	42,260	
四国		19,880	24,380	32,320	41,680	
九州		20,260	24,440	32,320	41,820	
沖縄		18,790	22,530	30,250	39,830	
北海道		350	410	630	930	
東北		340	410	630	920	

算	加					
	基礎走行キロを超える場合は、 10kmを増すごとに					
	関東	350	410	630	930	
	北陸信越	340	410	630	920	
	中部	340	410	630	920	
	近畿	340	410	630	920	
	中国	340	410	630	920	
	四国	340	410	630	920	
	九州	340	400	630	920	
	沖縄	340	410	630	920	
	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700	
	東北	2,780	2,910	3,130	3,680	
	関東	3,710	3,890	4,180	4,920	
	北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970	
	中部	3,310	3,480	3,740	4,400	
	近畿	3,430	3,600	3,870	4,550	
	中国	3,060	3,210	3,450	4,060	
	四国	2,890	3,030	3,260	3,830	
	九州	2,940	3,090	3,320	3,900	
	沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380	

基礎作業時間を超える場合は、1
時間を増すごとに
（4時間制の場合であつて、午
前から午後には、正午か
ら起算した時間により加算額を計
算する。）

III 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

（車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金）÷（最大積載個数又は重量）×基準積載率（○○%）

※○○は、各運送事業者において設定するものとする。

IV 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅲに定める有料道路利用料は別に実費として收受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割

(2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※○は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの 2 割	
海上コンテナ輸送車	トレーラーの 4 割	
セメントバルク車	大型車又はトレーラーの 2 割	
ダンプ車	大型車の 2 割	
コンクリートミキサー車	大型車の 2 割	
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの 3 割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの 4 割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの 5 割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2 割
-----------------	-----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前 5 時までに運送した距離に限る	2 割
---------------------------	-----

V 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額		1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIに定める積込料・取卸料 の適用時間と併せて2時間 を超える場合において30分 までごとに発生する金額		2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間／内容	車種別				
	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分までごとに発生する金額	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円	2,750円
フォークリフト 又はトラックを 使用した場合	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円	2,750円
手積みの場合	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円	2,650円

Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フオークリフト又はトラックス格載型クレーンを使用した場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

VI 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受

VII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

VIII その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

IX 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格：120.00円/L (※)

改定の刻み幅：5.00円/L

改定条件：改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件：軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：(距離制運賃)

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{車両燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

(時間制運賃)

$$\text{平均走行距離 (km)} \div \text{車両燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

(個建運賃)

1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇率テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	燃料サーチャージ算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00 円/L	—
～	120.00 円/L	廃止
120.00 超 ～	125.00 円/L	122.50 円/L
125.00 超 ～	130.00 円/L	127.50 円/L
130.00 超 ～	135.00 円/L	132.50 円/L
		12.50 円/L

135.00	超	～	140.00	円/L		137.50	円/L		17.50	円/L
140.00	超	～	145.00	円/L		142.50	円/L		22.50	円/L
145.00	超	～	150.00	円/L		147.50	円/L		27.50	円/L
150.00	超	～	155.00	円/L		152.50	円/L		32.50	円/L
155.00	超	～	160.00	円/L		157.50	円/L		37.50	円/L
160.00	超	～	165.00	円/L		162.50	円/L		42.50	円/L
165.00	超	～	170.00	円/L		167.50	円/L		47.50	円/L
170.00	超	～	175.00	円/L		172.50	円/L		52.50	円/L
175.00	超	～	180.00	円/L		177.50	円/L		57.50	円/L
180.00	超	～	185.00	円/L		182.50	円/L		62.50	円/L
185.00	超	～	190.00	円/L		187.50	円/L		67.50	円/L
190.00	超	～	195.00	円/L		192.50	円/L		72.50	円/L
195.00	超	～	200.00	円/L		197.50	円/L		77.50	円/L
200.00	超	～	205.00	円/L		202.50	円/L		82.50	円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車 (2tクラス)	○○km/L
中型車 (4tクラス)	○○km/L
大型車 (10tクラス)	○○km/L
トレーラー (20tクラス)	○○km/L

※○○は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件 (平均走行距離) は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車 (2tクラス)	100km	50km
中型車 (4tクラス)	130km	60km
大型車 (10tクラス)	130km	60km
トレーラー (20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理
端数処理として、円単位に小数を切り上げる。
その他
この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

貸切運賃料金適用方（参考例）

I. 距離制運賃料金適用方

（適用する運送）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. （1）運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
（2）車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
（3）継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. （1）運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ●●%の範囲内で計算します。なお、運送距離が200kmまでの場合、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。同様に、運送距離が200kmを超えて500kmまでの場合、20kmに満たない走行キロは20kmに、運送距離が500kmを超える場合、50kmに満たない走行キロは50kmに切り上げて計算します。
（2）割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ●●%の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
（1）計算した金額が●●円未満のときは、●●円未満の端数は●●円に切り上げます。
（2）計算した金額が●●円を超えるときは、●●円未満の端数は●●円に、●●円を超え、●●円未満の端数は●●円に切り上げます。

（キロ程の計算）

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の●●%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

④十分なリードタイムが確保されること

(2) {車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金}

÷{(最大積載個数又は重量) × 基準積載率(●●%)}

(速達割増等)

9. 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に以下の割増率を乗じた金額を加算します。

(1) 有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合

●割

(2) 有料道路の利用が認められない運送を希望する場合 ●割

この場合、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃を基準運賃とします。

(割引運賃)

10. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる十分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に●割を乗じた金額を減算します。

(特殊車両割増)

11. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

12. 日曜祝日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

13. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

14. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

15. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

16. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×●●

(冬期割増)

17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×●●

(地区割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

19. ●ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が●●kmを超えるものに限り）については、基準運賃に対して●●%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

20. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ●●km以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ●●%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

21. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間(荷主による積込み・取卸しの時間を含みます)が各30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。

また、待機時間料及び次項の積込料・取卸料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

(積込料・取卸料)

22. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積込み、取卸しなど、品目や業種などの特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことがあります。また、積込料・取卸料及び前項の待機時間料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の積込料・取卸料を収受します。

(附帯業務料)

23. 品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

(利用運送手数料)

24. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した回数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

(燃料サーチャージ)

25. 調達する燃料費が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

26. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(有料道路利用料)

27. 有料道路利用を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します。

(実費)

28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

29. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ②割増率及び割引率の適用の計算
- ③上下それぞれ●%幅の適用計算
- ④5による運賃の端数処理
- ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
- ⑥26による加算の計算
- ⑦有料道路利用料、実費の計算

(中止手数料)

30. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合（荷主が責任を負わない事由を除く）の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。

- ①集貨予定日時の3日前までに運送の中止をしたとき 収受しません
- ②集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金（22～23、25及び27～28を除く。以下同じ）の20%以内
- ③集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の30%以内
- ④集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の50%以内

(その他)

30. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ. 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(走行キロ及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、8（個建契約運賃）、9から17まで（速達割増等、割引運賃、特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、22から30まで（積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、燃料サーチャージ、消費税及び地方消費税の加算方法、有料道路利用料、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。この場合、8（個建契約運賃）における「車種別のキロ程に応じた距離制運賃」は「車種別の時間制運賃」と読み替えます。

参考例

様式 1

事業者番号

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
- 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 距離制運賃 時間制運賃
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土
料金の額 交通省告示第〇〇号）のとおり
(適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添1のとおり
- 旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
R2標準的な運賃 その他（別添2のとおり）
- 実施日
令和 年 月 日より実施

参考例

様式 1

事業者番号

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
- 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 距離制運賃 時間制運賃
R 2 標準的な運賃を引き続き使用